

議案第5号

令和3年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）の設定について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

令和4年3月11日提出

清水町長 阿部 一 男

## 令和3年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,848千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月11日 提出

清水町長 阿部 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		60,624	△529	60,095
	1 一般会計繰入金	60,624	△529	60,095
歳入	合計	190,377	△529	189,848

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		179,102	△529	178,573
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	179,102	△529	178,573
歳 出	合 計	190,377	△529	189,848

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	129,006	0	129,006
2 繰入金	60,624	△529	60,095
3 繰越金	625	0	625
4 諸収入	122	0	122
歳入合計	190,377	△529	189,848

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	10,800	0	10,800	0	0	0	0
2 後期高齢者医療広域連合納付金	179,102	△529	178,573	0	0	△529	0
3 諸支出金	120	0	120	0	0	0	0
4 予備費	355	0	355	0	0	0	0
歳出合計	190,377	△529	189,848	0	0	△529	0

## 2 歳 入

(款) 2 繰 入 金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1一般会計繰入金	60,624	△529	60,095	1事務費繰入金	△529	1 事務費繰入金 △529
計	60,624	△529	60,095			

### 3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1後期高齢者 医療広域連 合納付金	179,102	△529	178,573			△529		18 負担金、補 助及び交付 金	△529	300400 後期高齢者医療広域連合 納付金 △529 18 負担金、補助及び交付金 △529 12 後期高齢者医療広域連合 納付金（共通経費分） △529
計	179,102	△529	178,573			△529				